

公立大学法人滋賀県立大学職員介護休業等規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 37 号

(目的)

- 第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 4 2 条、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第 5 2 条、公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員就業規則（以下「無期転換契約職員就業規則」という。）第 6 3 条および公立大学法人滋賀県立大学特任職員就業規則（以下「特任職員就業規則」という。）第 4 8 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学に勤務する職員の介護休業等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）およびその他の関係法令および諸規程の定めるところによる。

(介護休業および介護時間)

- 第 2 条 この規程において「介護休業」および「介護時間」とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、1 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族（以下「対象家族」という。）を介護するためにする休業および休暇をいう。
- 2 前項に定める「対象家族」とは、次の各号の一に該当するものをいう。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹または孫
 - (6) 前各号以外で理事長が認めた者

(介護休業期間)

- 第 2 条の 2 介護休業を取得できる期間は、対象家族 1 人につき、要介護状態に至るごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない期間内において必要な期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約職員、無期転換契約職員および特任職員（以下「契約職員等」という。）が介護休業を取得できる期間は、対象家族 1 人につき、通算 93 日間の範囲内で 3 回を限度として、当該職員が介護休業申出簿により申し出た期間とする。
- 3 第 1 項に規定する期間経過後であっても、当該期間内に取得した介護休業期間および第 1 2 条に規定する部分休業の実日数が通算 93 日に満たない場合は、対象家族が要介護状態に該当する限りにおいて、通算 93 日までは介護休業取得可能な期間とする。

(介護時間)

第2条の3 理事長は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を申し出たときは、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該期間内において連続する部分休業の期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(介護休業の適用除外者)

第3条 次の各号の一に該当する職員は介護休業を取得することができない。

- (1) 期間を定めて雇用される職員（下記に該当する者は除く。）

ア 公立大学法人滋賀県立大学教員の任期に関する規程に基づき任期を定めて採用される教員（以下「任期付教員」という。）

イ 介護休業を開始しようとする期間の初日（以下、「介護休業開始予定日」という。）

から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかでない職員

- (2) 理事長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員

ア 期間を定めて雇用された職員（任期付教員を除く。）のうち、介護休業の申出があった日の翌日から起算して93日以内に雇用期間が終了することが明らかでない職員

(介護時間の適用除外者)

第3条の2 第2条の3に規定する介護時間の適用を除外される者は、1日の所定勤務時間が6時間以下の職員とする。

(介護休業および介護時間の申出)

第4条 介護休業をしようとする職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、当該期間の初日および末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、介護休業申出簿（別記様式第1号）により申し出なければならない。

- 2 介護時間の取得をしようとする職員は、原則として介護時間を開始しようとする日の2週間前までに、介護時間申出簿（別記様式第2号）により申し出なければならない。

- 3 理事長は、第1項の規定による介護休業の申出があった場合には、申請者に対し、介護休業取扱通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

- 4 職員は、第1項の規定による申出期間を延長し、または短縮をすることができる。この場合においては、改めて当該期間の末日を介護休業申出簿に記入して、理事長に対し申し出なければならない。

- 5 理事長が前項の規定による申出を受けた場合の取扱いは、第3項の規定による。

- 6 理事長は、第1項および第2項の申出があった場合に、開始予定日とされた日が申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日前的日であるときは、開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を開始予定日として指定することができる。

(介護休業の単位)

第5条 介護休業の単位は、1日または1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休業は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休業と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間の単位)

第5条の2 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護休業期間の終了)

第6条 介護休業をしている職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第5号および第6号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- (1) 介護休業終了予定日が到来したとき。
 - (2) 介護休業の申出に係る対象家族が死亡したとき。
 - (3) 離婚、婚姻の取消、離縁等により、介護休業の申出に係る対象家族との親族関係が消滅したとき。
 - (4) 職員が負傷、疾病等により、介護休業の申出に係る対象家族を介護できない状態になったとき。
 - (5) 介護休業をしている職員が公立大学法人滋賀県立大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第18条第1項、契約職員就業規則第48条第4項、無期転換契約職員就業規則第59条第2項または特任職員就業規則第44条に規定する産前休暇および産後休暇を取得したとき。
 - (6) 介護休業をしている職員が公立大学法人滋賀県立大学職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児休業または新たな介護休業を取得したとき。
- 2 前項第2号から第6号に該当することとなった職員は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(介護休業終了予定日の変更)

第7条 介護休業の申出をした職員は、介護休業終了予定日までに介護休業期間変更申出書により理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を1回に限り、介護休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに、介護休業撤回申出書により理事長に申し出ることにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 前項の規定により介護休業の申出を2回連続して撤回した場合、当該家族について、再度の申出をすることができない。

3 介護休業の申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該介護休業の申出は、なされなかったとみなす。

(1) 介護休業の申出に係る対象家族が死亡したとき。

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業の申出に係る対象家族と当該介護休業の申出をした職員との親族関係が消滅したとき。

(3) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、当該介護休業の申出にかかわる対象家族を介護することができない状態になったとき。

4 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届により理事長に届け出なければならない。

(介護休業中の身分等)

第9条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は職員の介護休業期間中に、業務上の必要により当該職員の配置転換等を行うことができる。

(職務復帰)

第10条 職員は、介護休業を取得している事由が消滅した場合、および介護休業の期間が終了した場合には、職務に復帰するものとする。

(介護休業期間および介護時間中の給与)

第11条 介護休業および介護時間の取得をしている期間については、給与を支給しない。

(部分休業)

第12条 この規程において「部分休業」とは、職員が要介護状態にある対象家族を介護するために、職員勤務時間規程、契約職員就業規則、無期転換契約職員就業規則および特任職員就業規則(以下「勤務時間規程等」という。)により定められた所定勤務時間の始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で必要とされる時間について、1時間単位でする休業をいう。

(部分休業の適用除外者)

第13条 前条に規定する部分休業の適用を除外される者は、次の各号の一に該当する職員とする。

(1) 1日の所定勤務時間が6時間以下である職員

(2) 理事長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員

ア 期間を定めて雇用された職員（任期付教員を除く。）のうち、引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

（部分休業の申出）

第14条 部分休業を取得しようとする職員は、部分休業を開始しようとする日の2週間前の日までに部分休業申出書により理事長に申し出なければならない。

2 前項の申出は、必要な期間を包括して申し出なければならない。

（他の休暇との関係）

第15条 職員は、部分休業の前後において、勤務時間規程等に規定する年次有給休暇または特別休暇の取得を請求する場合、もしくは包括的に部分休業を取得している期間の一部の日または時間について、部分休業をせず勤務する場合には、事前に部分休業申出書により部分休業を取り消ししなければならない。

（部分休業期間）

第16条 部分休業を取得できる期間は、介護時間と併せて3年以内の期間（ただし、介護時間および部分休業の期間は連続していなければならない。）とする。

2 部分休業の単位は、1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

3 1時間を単位として与えられた部分休業を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、契約職員等については、その部分休業の取得時間に関わらず、1日取得したものとす。

（部分休業期間の終了）

第17条 第6条の規定は、部分休業期間の終了について準用する。

（部分休業中の給与）

第18条 部分休業している時間については、その勤務しない1時間につき、公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程第24条、公立大学法人滋賀県立大学契約職員給与規程第13条または公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員給与規程第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護を行う職員の所定勤務時間外の免除措置）

第18条の2 理事長は、要介護状態にある対象家族を介護する職員が当該対象家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、職員勤務時間規程第11条第1項、契約職員就業規則第45条第1項、無期転換契約職員就業規則第56条第1項または特任職員就業規則第37条第1項に規定する勤務をさせてはならない。（以下「所定勤務時間外の免除措置」という。）

2 前項の規定による所定勤務時間外の免除措置を請求しようとする職員は、理事長の定める書面により、1回につき、1月以上1年以内の期間（以下「免除期間」という。）について、

免除を開始しようとする日（以下「免除開始予定日」という。）および免除を終了しようとする日を明らかにして、免除開始予定日の前日までに、理事長に申し出なければならない。

- 3 所定勤務時間外の免除措置の請求があった場合においては、理事長は、事業の運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 4 理事長は、所定勤務時間外の免除措置の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を、免除開始予定日とする請求であった場合で、事業の正常な運営上必要があると認めるときは、当該免除開始予定日から1週間経過日までの間のいずれかの日に免除開始予定日を変更することができる。
- 5 理事長は、前項の規定により免除開始予定日を変更した場合においては、当該免除開始予定日を当該変更前の免除開始予定日の前日までに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 6 理事長は、所定勤務時間外の免除措置の請求があったときは、当該請求をした職員に対して、その事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 7 第1項の規定による請求がされた後免除開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該請求はなされなかったものとみなす。
 - (1) 請求に係る対象家族が死亡したとき
 - (2) 離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした職員との親族関係が消滅したとき
 - (3) 請求をした職員が、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、当該請求に係る免除期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったとき
- 8 次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は次に掲げる日とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事由により免除に係る対象家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 当該請求をした職員が新たに職員勤務時間規程第18条第1項、契約職員就業規則第48条第4項、無期転換契約職員就業規則第59条第2項または特任職員就業規則第44条に規定する産前休暇および産後休暇を取得した場合 その前日
 - (3) 当該請求をした職員が新たに育児休業等規程に規定する育児休業または介護休業を取得した場合 その前日
- 9 第7項各号または前項第1号に該当する場合には、職員は、遅滞なく、理事長の定める書面により理事長に届け出なければならない。

（介護を行う職員の所定勤務時間外の勤務制限）

第19条 理事長は、要介護状態にある対象家族を介護する職員が、当該対象家族を介護するため請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、所定勤務時間外の勤務を命じない。（以下「所定勤務時間外の勤務制限」という。）

- 2 前項の規定による所定勤務時間外の勤務制限を請求しようとする職員は、理事長が定める書面により、1回につき、1月以上1年以内の期間（以下「制限期間」という。）

について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、制限開始予定日の前日までに、理事長に申し出なければならない。

- 3 所定勤務時間外の勤務制限の請求があった場合においては、理事長は、事業の運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 4 理事長は、所定勤務時間外の勤務制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を、制限開始予定日とする請求であった場合で、事業の正常な運営上必要があると認めるときは、当該制限開始予定日から1週間経過日までの間のいずれかの日に制限開始予定日を変更することができる。
- 5 理事長は、前項の規定により制限開始予定日を変更した場合においては、当該制限開始予定日を当該変更前の制限開始予定日の前日までに当該請求をした職員に対し通知するものとする。
- 6 理事長は、所定勤務時間外の勤務制限の請求があったときは、当該請求をした職員に対して、その事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 7 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該請求はなされなかったものとみなす。
 - (1) 請求に係る対象家族が死亡したとき
 - (2) 離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした職員との親族関係が消滅したとき
 - (3) 請求をした職員が、負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になったとき
- 8 次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は次に掲げる日とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事由により制限に係る対象家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日
 - (2) 当該請求をした職員が新たに職員勤務時間規程第18条第1項、契約職員就業規則第48条第4項、無期転換契約職員就業規則第59条第2項または特任職員就業規則第44条に規定する産前休暇および産後休暇を取得した場合 その前日
 - (3) 当該請求をした職員が新たに育児休業等規程に規定する育児休業または介護休業を取得した場合 その前日
- 9 第7項各号または前項第1号に該当する場合には、職員は、遅滞なく、理事長の定める書面により理事長に届け出なければならない。

（介護を行う職員の深夜の勤務制限）

第20条 理事長は、要介護状態にある対象家族を介護する職員が、当該対象家族を介護するため請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務を命じない。（以下「深夜の勤務制限」

という。)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の職員は深夜の勤務制限を請求することができない。
 - (1) 期間を定めて雇用された職員（任期付教員を除く。）のうち、引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
 - (2) 当該請求に係る深夜において、当該請求に係る対象家族の16歳以上の同居の家族であって、次のいずれにも該当する者がいる場合における当該職員
 - ア 深夜において就業していない者（1ヵ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
 - イ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により請求に係る対象家族を介護することが困難な状態にある者でないこと。
 - ウ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産予定でないか、または産後8週間以内でない者であること。
- 3 第1項の規定による深夜の勤務制限を請求しようとする職員は、理事長の定める書面により、1回につき、1月以上6月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）および制限を終了しようとする日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までに、理事長に申し出なければならない。
- 4 深夜の勤務制限の請求があつた場合においては、理事長は、事業の運営への支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知するものとする。当該通知後において、事業の運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあつては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知するものとする。
- 5 理事長は、深夜の勤務制限の請求があつたときは、当該請求をした職員に対して、その事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 6 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当該請求はされなかつたものとみなす。
 - (1) 請求に係る対象家族が死亡したとき
 - (2) 離婚、婚姻の取消し、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした職員との親族関係が消滅したとき
 - (3) 請求をした職員が、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になつたとき
- 7 次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は次に掲げる日とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事由により制限に係る対象家族を介護しないこととなつた場合 当該事由が発生した日
 - (2) 当該請求をした職員が新たに職員勤務時間規程第18条第1項、契約職員就業規則第48条第4項、無期転換契約職員就業規則第59条第2項または特任職員就業規則第44条に規定する産前休暇および産後休暇を取得した場合 その前日
 - (3) 当該請求をした職員が新たに育児休業等規程に規定する育児休業または介護休業を取得した場合 その前日

8 第6項各号または前2項第1号に該当する場合には、職員は、遅滞なく、理事長の定める書面により理事長に届け出なければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 職員は、介護休業または部分休業を申し出たこと、または取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けるものではない。

(労働保険および社会保険)

第22条 介護休業期間中の職員の雇用保険の被保険者資格、および共済組合の組合員資格または社会保険の被保険者資格は、休業期間中も継続する。

2 介護休業期間中の職員が負担すべき共済組合掛金または社会保険料については別に定める。

(証明書類の提出)

第23条 理事長は、介護休業または部分休業について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(委 任)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第20条または滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第21条の規定により認められたこの規程の施行の日以後の介護休暇は、この規程に基づく介護休業とみなし介護休業願簿による申出は要しない。
- 3 施行日の前日において滋賀県立大学を勤務場所として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条第2項または地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。）第6条第1項の規定に基づき任用されていた臨時的任用職員または滋賀県立大学事務取扱嘱託員設置要綱その他の滋賀県立大学を勤務場所とする地公法第3条第3項第3号の規定に基づく特別職の非常勤の地方公務員を設置する要綱に基づき任用されていた嘱託員の雇用された期間の起算日は、当初の採用日とする。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(第2条改正、第2条の2～3新設、第3～5条改正、第5条の2新設、第11条改正、別記様式第1号改正、別記様式第2号新設)

付 則

この規程は、令和元年7月26日から施行する。(第1条第1項改正、第2条の2第2項改正、第2条の3および第3条改正、第3条の2新設、第4条改正、第8条改正、第13条改正、第16条改正、第18条の2新設、第19条および第20条改正、別記様式第1号および第2号改正、別記様式第3号新設)

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第1条第1項、第2条の2第2項、第6条第1項第5号、第12条、第16条第3項、第18条、第18条の2第1項および第8項第2号、第19条第8項第2号、第20条第7項第2号関係)

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第3条、第3条の2、第13条関係)